

空き家バンク制度利用チェックシート（所有者編）

	項 目	チェック
1	空き家は居住を目的として建てられた建物ですか？（賃貸及び売買を目的として建てられた建物ではありませんか？） 店舗ではありませんか？（併用住宅の場合は登録可能です。）	
2	申請者は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方ですか？ 申請人が上記以外の方の場合には、委任状（様式自由）が必要となります。	
3	空き家及び敷地は適正に管理されていますか？	
4	空き家バンクの他に業者等に空き家の媒介を依頼していませんか？ ※宅建業者と媒介契約（一般、専任、専属専任問わず）を締結している場合には、物件登録は行えません。	
5	交渉・契約等の媒介は、市が協定を締結している宅地建物取引業協会に登録されている宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）が行うこととなります。なお、宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。	
6	物件を登録するにあたり、市及び宅建業者が建物の調査を行います。調査は建物内部の調査も行いますので、その時には立会いをお願いします。※事情により立会いができない場合は、代理の方に鍵を預けて立会いを依頼することも可能です。	
7	調査の結果、建物の状態・権利関係によっては登録できない場合があります。	
8	物件登録がされると、建物の概要・写真・間取り等を市ホームページ及び窓口で公開することとなります。	
9	利用希望者の登録があった場合は、建物所有者等の住所・氏名・連絡先等を提供することとなります。	
10	利用希望者が登録されますと、利用希望者の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。	
11	市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与しません。	
12	物件登録後未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、再度登録申請が必要となります。	

年 月 日

確認者氏名：

担当職員名：